

東近江市協働のまちづくり条例

(概要版)

～ 「共に考え、共に創る」
未来につなげる まちづくり～

平成26年4月1日施行



東近江市では、市民と行政の協働によるまちづくりの基本方針や推進施策を検討していただくため「東近江市市民協働推進委員会」を設置し、14回に及ぶ議論を重ね、「協働のまちづくり条例骨子」を平成25年10月に答申いただきました。

この答申をもとに、平成26年3月に、東近江市に息づく惣村の自治の精神や近江商人の社会貢献の精神を活かして、将来にわたって安心して幸せに過ごすことのできる協働のまちづくりを進めようという「東近江市協働のまちづくり条例」を制定いたしました。

東近江市

前文、第1章 総則(第1条～第7条)

わたしたちのまち東近江市には、豊かな自然環境、数々の歴史と伝統、多彩な地域文化があります。また、惣村の自治や近江商人の社会貢献といった人や地域のつながりを大切にしながら、広く公共利益のために貢献する精神文化も根付いています。

近年、社会情勢が大きく変化する中で、地域課題が一層多様化、複雑化し、公共的な課題を行政だけで解決することが困難になりつつあるとともに、地方分権の進展に伴い、地方自治体では、自らの判断と責任で地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、住民自治の充実が求められています。

このような中、わたしたちは、東近江市に息づいた自治と公共の精神を受け継いで、これからのまちづくりに取り組むことが大切です。そのためには、市民が一人ひとりの持てる力を発揮しながらまちづくりに参画するとともに、「お互いさま」の心を持って連携し、協力する「協働」のまちづくりを進めていく必要があります。

目的(第1条)

豊かな暮らしの実現
活力のある地域社会の創造

協働の推進

市民活動

協働の領域

行政活動

定義(第2条)

積極的なまちづくり

市民

市内に在住、在勤又は在学している個人並びに市内で活動している市民活動団体及び事業者

市民活動団体

市民が自主的及び自発的に行う公益の増進につながる非営利の団体

事業者

営利を目的とする事業を行う個人、法人等

協働

市民と市又は市民と市民が、社会的な課題を解決するため、目標を共有し、互いの特性を生かして役割分担と責任を明確にしたうえで、連携及び協力して活動すること

●■

市民が市に対して意見を述べ、提案することにより、市政を推進すること

市(行政)

市長その他の市の執行機関。

まちづくり

住み良い豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動

まちづくりの基本理念(第3条)

理念の共有

- ☑一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを進めましょう。
- ☑人や地域のつながりを大切に、互いに助け合いながら、まちづくりを進めましょう。
- ☑自然、歴史及び文化を大切に、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めましょう。

協働の原則(第4条) ～協働の大切なルール～

- ☑ まちづくりの主体として自立・自律する。
- ☑ 市は市民活動の自主性を尊重する。
- ☑ 対等の立場で協働する。
- ☑ 対話し、理解し合い、補い合う。
- ☑ 協働の目的、過程、成果を共有する。
- ☑ 相互に情報を公開し、共有する。

市民と市の役割や責務(第5条～第7条)～誰もがまちづくりの担い手です～

市民の権利(第5条)

市民は、一人ひとりが人間として尊重され、等しく市政やまちづくりに参画し、市政に関する情報を知り、意見を述べることができます。

市民の役割(第6条)

市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するよう努めましょう。参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちましょう。

市民活動団体は、自らの活動が果たす社会的意義を自覚するとともに、その特性等を十分に発揮し、協働によるまちづくりの推進に努めましょう。

事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めましょう。



市の責務(第7条)

- 市は、保有する情報等の公開や説明を行い、市民との対話の場を設けるよう努めます。
- 市は、公益的な市民活動を尊重し、促進するために必要な支援に努めます。
- 市は、多様な社会的課題を解決するため、多様な主体と効果的な協働に努めます。
- 市は、地域課題に総合的に対応し、協働を推進することのできる職員を育成するよう努めます。

第2章 参画と協働のまちづくりの推進(第8条～第15条)

● 市民参画(第8条、第9条)

市は、市政に市民が参画できる機会を保障し、多様な意見を市政に反映するよう努めます。

● 人材育成等(第10条)

市民と市は、共に学び合い、人材の育成、発掘と活用に努めましょう。

● 情報の共有(第11条)

市民と市は、様々な媒体を活用して、相互に情報を提供し合い、共有するよう努めましょう。

● 資金(第12条)

市民と市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達と適正な配分に努めましょう。

● 提案制度(第13条)

市民と市は、協働して取り組む事業を提案できる制度を設け、協働事業として採択された事業については対等の立場で協議し、協力して実施しましょう。

● 活動場所(第14条)

市民と市は、活動場所の提供、活用、整備、機能の充実に努めましょう。

● 中間支援活動(第15条)

市は、市民活動を支援し、多様な主体の交流と協働を推進する中間支援活動の体制強化に努めます。

※中間支援活動

市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進する活動

第3章 地域自治の推進(第16条～第18条)

協働のパートナーとして、地域自治組織の役割が大きいことから、本条例で位置付け等を定めています。市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して必要な措置を講じます(第16条)。

●自治会(第17条)

地縁と共助の精神に基づき、身近な住民生活において必要な諸活動に取り組むため、住民が自主的に設置する基礎的な地域自治組織

- 市民は、自治会の活動に積極的に参加するよう努めましょう。
- 住民の合意により民主的に運営されなければならない。



← 水路整備の様子
↓ 見守り隊の様子



●まちづくり協議会(第18条)

地区の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、多様な主体が参加して自主的に設置する地域自治組織

- 要件を満たすまちづくり協議会を、一地区について一団体を認定します。
- 市民は、まちづくり協議会の活動に積極的に参加し、相互の交流を深めながら協働しましょう。
- 地区の課題を解決するため、協働してまちづくりを推進します。
- 各地区コミュニティセンターをまちづくりの拠点とし、市と協働して運営するものとします。



←各地区の
広報紙

命のバトン
事業→



第4章 推進体制等(第19条～第21条)

条例の実効性を高めるため、以下を実施し、協働のまちづくりを推進します。

- 基本的な方針や具体的な方策を定めた「**市民協働推進計画**」を策定します。(第19条)
- 協働のまちづくりに関して調査審議する「**市民協働推進委員会**」を設置します。(第20条)
- この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。(第21条)

この条例で何が変わるの？

条例を制定するだけでは、何も変わりません。この条例では、市民と市が、いかにまちづくりに取り組むべきか、その原則を定めています。この条例の理念に基づき、皆が連携・協力しながら、まちづくりを進めていくことで、豊かな地域社会が実現します。一人ひとりがまちづくりの主体として共に考え、行動して未来につなげるまちづくりを進めましょう

東近江市 総務部 まちづくり協働課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

電話 0748-24-5623 | P 0505-801-5623